

国家公務員給与削減と連動した地方交付税削減に反対し、復元を  
求める意見書

平成 25 年度（2013 年度）政府予算案では、国家公務員給与削減にあわせて地方公務員給与を 7 月から引き下げることが前提に、地方交付税が人件費削減分として約 8,000 億円削減され、狛江市においても約 1 億 4,000 万円削減される見込みである。

しかし地方公務員給与は、地方公務員法に基づき、各地方自治体で労使交渉を踏まえ、議会の議決を経て自主的に決定されるものであり、政府が一方的に、また性急に地方公務員給与の引き下げを前提に地方交付税を削減することは、事実上の強要であり、地方自治への明らかな介入である。

地方交付税は、そもそも自治体間の財政の不均衡を是正し、全ての地方自治体が一定水準の行政サービスを維持することができるよう必要な財源を保障するものであり、ましてや地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきでない。

このような地方交付税を政府が一方的に削減することは、地方自治体の安定的な財政運営を阻害し、ひいては地方自治そのものを危うくするものであり、到底容認できない。

よって狛江市議会は政府等に対し、平成 25 年度（2013 年度）政府予算案における国家公務員給与削減と連動した地方交付税削減に反対するとともに、その復元を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年（2013 年）3 月 26 日

東京都狛江市議会

平成 25 年 3 月 26 日 原案可決

提出先 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣  
内閣官房長官 衆議院議長 参議院議長